

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第211号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月13日（木） 15時20分ごろ	
発生場所	三重県志摩市御座白浜海水浴場北東方 御座埼灯台から真方位045° 1,450m付近 (概位 北緯34° 16.8′ 東経136° 45.8′)	
事故等調査の経過	平成21年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ^{アールエックスピー} R X P、0.1トン 243-36631三重、個人所有 B 水上オートバイ ウィング、0.1トン 243-37075三重、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、特殊小型船舶操縦士 B 船長、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長B）	
損傷	A 船首船底部にFRP剥離 B 左舷船首フロントカバーにき裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗船し、御座白浜海水浴場沖で遊走していた他の水上オートバイに並走するよう、ハンドルをわずかに右にとって航行中、右前約15mのところ止まっているB船を認め、B船を避けようとしてハンドルを左に切った。 B船は、先行していたA船の右舷側を追い越したのち、仲間の水上オートバイを止まって待っていたところ、左舷船首方向からA船が近づいてくることに気付いたが、どうすることもできず、平成21年8月13日15時20分ごろ、B船の左舷船首とA船の船首とが衝突した。 船長Bは、衝突の衝撃で落水するとともに気を失ったが、A船に救助された後、病院に搬送された。 船長Bは、左肩鎖関節脱臼を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好	
その他の事項	船長A及び船長Bとも救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は航行中、B船は停留中、御座白浜海水浴場の北東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 船長Aは、他の水上オートバイに並走することに意識を集中していたため、前方の見張りを行わ

	<p>ず、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、仲間の水上オートバイを停留して待っていたとき、A船が近づいて来ることに気付いたが、衝突を避ける動作をとる余裕がなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、御座白浜海水浴場の北東方沖において、A船が航行中、B船が停留中、A船が、前方の見張りを行わなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>